

各 位

会 社 名 STEILAR C.K.M 株式会社  
 代 表 者 名 代 表 取 締 役 佐 々 木 ベ ジ  
 (コード番号 JASDAQ 2673)  
 問 合 せ 先 取 締 役 (経 理 財 務 担 当) 加 藤 和 弘  
 電 話 03-5369-7831

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 22 年 5 月 14 日開催の取締役会において、平成 22 年 6 月 23 日開催予定の第 30 期定時株主総会に、下記のとおり定款一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせします。

#### 記

#### 1. 定款一部変更の理由

当社は、平成 21 年 9 月 7 日付で、佐々木ベジ氏（現 当社代表取締役）より第三者割当増資の払込を受けたことにより資本金が 534,204 千円となり、会社法第 2 条第 6 号イの大会社に該当することになりますので、会社法第 328 条第 1 項の規定により監査役会及び会計監査人の設置義務が生じることから、これらの規定を新設するとともに所要の変更を行うものであります。また、取締役、監査役及び会計監査人が期待された役割を十分に発揮できるように、会社法第 426 条及び第 427 条の定める取締役、監査役及び会計監査人の責任免除制度に基づき、定款に各規定を新設するものであります。なお、第 30 条の規定の新設に関しましては、監査役全員の同意を得ております。

#### 2. 変更の内容

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
第四章 取締役及び取締役会 (新 設)	第四章 取締役及び取締役会 <u>(取締役の責任免除)</u> <u>第30条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であったものを含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によってその責任を免除することができる。</u>
第五章 監査役 (監査役の設置) 第30条 当社は、監査役を置く。	<u>2</u> 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を、あらかじめ定める金額または法令が定める額のいずれか高い額を限度として限定する契約を締結することができる。 第五章 監査役及び監査役会 (監査役会の設置) 第31条 当社は、監査役会を置く。

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役の員数)</p> <p>第31条 当社の監査役は、<u>3</u>名以内とする。</p> <p>第32条～第33条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(監査役の員数)</p> <p>第32条 当社の監査役は、<u>5</u>名以内とする。</p> <p>第33条～第34条 (条文省略)</p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第35条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第36条 <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日より3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときには、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2</u> <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p>(監査役会の決議方法)</p> <p>第37条 <u>監査役会の決議は、監査役の過半数が出席し、出席した監査役の過半数をもって、行う。</u></p> <p>(監査役会の議事録)</p> <p>第38条 <u>監査役会における議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した監査役は、これに記名押印または電子署名を行う。</u></p> <p>(監査役会規程)</p> <p>第39条 <u>監査役会に関する事項については、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、監査役会において定める、監査役会規程による。</u></p>
<p>第34条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>第40条 (条文省略)</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第41条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であったものを含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によってその責任を免除することができる。</u></p> <p><u>2</u> <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を、あらかじめ定める金額または法令が定める額のいずれか高い額を限度として限定する契約を締結することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>第六章 計 算 第35条～第38条 (条文省略)</p>	<p>第六章 会計監査人</p> <p><u>(会計監査人の選任)</u></p> <p>第42条 会計監査人は、株主総会において選任する。</p> <p><u>(会計監査人の任期)</u></p> <p>第43条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。</p> <p>2 前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、定時株主総会において再任されたものとする。</p> <p><u>(会計監査人の報酬)</u></p> <p>第44条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p> <p><u>(会計監査人の責任免除)</u></p> <p>第45条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を、あらかじめ定める金額または法令が定める額のいずれか高い額を限度として限定する契約を締結することができる。</p> <p>第七章 計 算 第46条～第49条 (条文省略)</p>

以上